

墨田区のお知らせ

2017年  
(平成29年)

12/6

## すみだ

◆2面以降の主な内容

2面・3面…高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくります

4面…介護保険特別会計の状況など

高齢者福祉・介護保険特集号

発行：墨田区(介護保険課) ☎5608-6924 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

# 皆様のご意見をお寄せください 墨田区高齢者福祉総合計画・第7期介護保険 事業計画「中間のまとめ」



区では、高齢者が生きがいをもって暮らせる社会をめざして、様々な施策を展開しています。この施策の基本となる「墨田区高齢者福祉総合計画」には、介護保険事業に関する計画が含まれており、3年ごとに見直しを行っています。

この度、平成30年度から32年度までの計画である、「墨田区高齢者福祉総合計画・第7期介護保険事業計画」の「中間のまとめ」を作成しました。その概要などを、この特集号でご紹介します。来年3月の策定に向け、より良い計画とするために、この「中間のまとめ」に対する皆様のご意見をお寄せください。

## 計画策定の趣旨

「墨田区高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画」は、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会を実現するため、区がめざす基本的な目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを目的としています。

今回の計画は、区が平成28年6月に策定した「墨田区基本計画2016(平成28)年度～2025(平成37)年度」を基本目標とし、これまでの施策の実施状況や新たな課題などを踏まえるとともに、37年の墨田区の高齢社会の姿も視野に入れながら、新たに策定するものです。

## 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、公募した区民や学識経験者などから構成される「墨田区介護保険事業運営協議会」等において協議・検討を行いました。

また庁内においても、分野ごとの検討を行うため、ワーキンググループを設置し、各分野の課題や解決策について検討を行いました。

## 基本目標と計画の体系

基本理念

### 高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる

基本目標

- 1 元気で生きがいに満ちた高齢期の暮らしを支援する
- 2 高齢者の自立した生活を支援する
- 3 高齢者の地域包括ケアを進める
- 4 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる

施策の方向性

- 1 生きがいづくりの支援
- 2 介護予防・重度化防止の推進
- 3 生活支援サービスの充実
- 4 ひとり暮らし高齢者等への支援と地域での支え合いの推進
- 5 医療と介護の連携強化
- 6 認知症ケアの推進
- 7 介護サービスの質の向上
- 8 自分に合った施設、住まいの選択

## 地域説明会の開催

墨田区高齢者福祉総合計画・第7期介護保険事業計画「中間のまとめ」について、地域説明会を開催します。各日とも同一の内容で行います。ぜひ、ご参加ください。

【とき・ところ】右表のとおり

【費用】無料

【申込み】当日直接会場へ

【問合せ】介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924・FAX5608-6938

とき	ところ
12月12日(火)午後2時～3時半	業平三丁目集会所(業平3-2-5)
12月13日(水)午後2時～3時半	曳舟文化センター(京島1-38-11)
12月14日(木)午後7時～8時半	すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)
12月15日(金)午後7時～8時半	みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)

# 高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくります

## 基本理念と地域包括ケアシステム

### 基本理念

高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる

- 高齢者が社会の担い手として活躍しています。
- 介護保険サービスや生活支援サービスが充実するとともに、地域包括ケアシステムが構築され、すべての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって生活しています。



### 地域包括ケアシステムの充実

地域包括ケアシステムとは、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、①医療、②介護、③介護予防、④住まい、⑤生活支援サービスが一体的に切れ目なく提供される体制のことです。

## 地域包括ケアシステムの充実に向けて

地域包括ケアシステムの充実には、次の5つの視点による取組が包括的、継続的に行われることが必要です。

そのため、地域の社会資源を有効活用し、不足している社会資源を開発することにより、区全体として、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステムの充実」に努めていきます。

### ■地域包括ケアシステムの5つの視点による取組

#### ①医療との連携強化

在宅医療、訪問看護や訪問リハビリテーションの充実

#### ②介護サービスの充実

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスなど、在宅サービスや地域密着型サービスの充実

#### ③介護予防の推進

できる限り要介護状態とならないための予防への取組と重度化の防止

#### ④高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備

高齢者が、自分に合った施設、住まいを選択することができ、介護の必要度等に応じて、自宅から都市型軽費老人ホームや認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム等へと住まい方を変えられるしくみの構築

#### ⑤見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加を踏まえた、様々な生活支援(見守り、配食等)サービスの充実

2面・3面では、墨田区高齢者福祉総合計画・第7期介護保険事業計画「中間のまとめ」の概要をご紹介します。内容についてのご意見を、ぜひ、お寄せください。

[問合せ] 高齢者福祉課地域支援係 ☎5608-6175  
介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924

## 「第7期計画」における施策の方向性

### 1 生きがいづくりの支援

高齢者の多くは健康で活動的であり、高齢者自身が社会に参加し、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、様々な担い手として地域で活躍できるしくみを充実させます。

### 2 介護予防・重度化防止の推進

高齢者一人ひとりが介護予防の必要性に気づき、日常生活の中で自ら介護予防に取り組み、継続できるよう支援するしくみを検討します。また、健康づくりから介護予防まで、途切れることのないしくみづくりを進めていきます。

### 3 生活支援サービスの充実

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の事業主体による多様な生活支援サービスの提供体制を整備します。

### 4 ひとり暮らし高齢者等への支援と地域での支え合いの推進

高齢者人口が増加するなか、ひとり暮らし高齢者の比率も高くなることを踏まえ、地域で高齢者を支えるために「見守り」等の生活支援を推進します。

### 5 医療と介護の連携強化

医療・介護の二ーズを併せ持つ高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護のサービスを一体的に提供できるしくみを充実させます。

### 6 認知症ケアの推進

後期高齢者の増加に伴い、認知症を患う高齢者も大幅に増加することが見込まれることから、認知症予防、早期発見・早期診断につなげ、また、症状が変化した場合に気軽に相談・受診できる体制を充実させます。

### 7 介護サービスの質の向上

増大する介護ニーズに的確に対応するために、新たな介護サービス事業者の参入、介護人材の資質の向上、労働環境の改善等の視点から介護人材対策を進めていきます。

### 8 自分に合った施設、住まいの選択

住宅部門と福祉部門との連携を強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられる施策を展開します。

## ご意見をお寄せください

### ご意見の提出先

住所・氏名(団体名)・電話番号・ご意見を、郵送またはファクス、Eメールで12月26日(必着)までに、〒130-8640 高齢者福祉課地域支援係 ☎5608-6175・FAX 5608-6938・✉ KOUREIHUKUSI@city.sumida.lg.jp までお送りください。\*いただいたご意見は、個人情報に配慮したうえで、公表させていただきます。

### 計画の閲覧

墨田区高齢者福祉総合計画・第7期介護保険事業計画「中間のまとめ」の全文は、高齢者福祉課または介護保険課(いずれも区役所4階)や、区民情報コーナー(区役所1階)で閲覧できます。また、区ホームページでもご覧になれます。



介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度では、利用者の選択に基づいて適切なサービスが提供されることを基本理念としています。認知症高齢者等を含む利用者が、実際に適切なサービスを選択・利用するためには、様々な支援策が必要となります。

**1 情報提供・相談体制の充実**

墨田区のお知らせ「すみだ」やパンフレットを活用し、高齢者やその家族等に必要な情報を分かりやすく提供するとともに、介護保険制度の理解と普及啓発により適正なサービス利用を促します。また、高齢者支援総合センターの窓口機能の充実や、介護相談員活動の推進に努めます。

**2 認定調査および介護認定審査会の充実**

民間の居宅介護支援事業者に委託している認定調査を、より適正なものとするため、認定調査員に対する研修の充実を図ります。

また、区職員による認定調査票の内容点検・指導等を通じて、認定調査と調査員の質の向上を図ります。認定審査については、区民の信頼に応えるため、審査会委員への研修等を通して、適正な介護認定審査会運営に努めます。

**3 サービスの質の向上**

介護保険制度に関する利用者の苦情等について、すみだ福祉サービス権利擁護センター等と連携し、発生状況等の分析を通じて再発防止に努めます。また、事業者に対しては、現場で働く職員等のスキルアップや意識の向上を図るため、研修会や情報交換会等を開催していきます。

**4 給付適正化の推進(介護給付適正化計画)**

介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要とするサービスを適切なケアマネジメントにより見極め、事業者が適切にサービスを提供するよう促します。これにより高齢者等が住み慣れた地域でできる限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めます。

**5 適正な事業運営の確保**

介護給付の適正化とサービスの質の向上をめざして、介護サービス事業所に対する実地指導等を行っていきます。介護給付等のチェックについては、事業者への立入権限等により、指導を行っていきます。

また、介護保険料については、「第7期計画」でもきめ細かな所得区分および保険料率を設定します。

**6 利用料負担軽減への取組**

介護サービス利用時の利用者負担額軽減策として、平成12年度から利用料の一次的立替えを行う高額介護サービス費等貸付制度が設けられたほか、所得が基準に満たない方を対象とした社会福祉法人等のサービス利用支援事業を実施していきます。

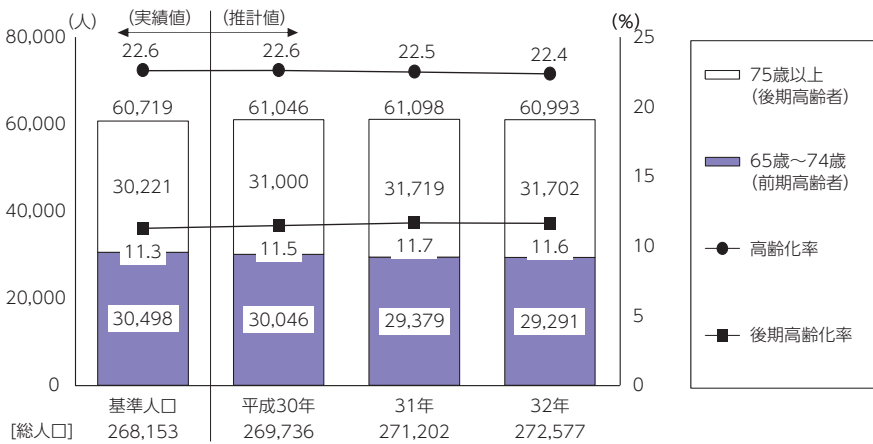
第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

「第6期計画」における介護給付費の推移等を踏まえて、「第7期計画」における介護サービス見込量と、今後国から提示される介護報酬単価などを基に、平成30年度～32年度の第1号被保険者の介護保険料基準額を算定します。

現状では、サービス量(暫定値)については見込んだものの、介護報酬単価などの算定に必要な数値が未確定であるため、これらの数値が決定し次第、保険料基準額の算定を行うこととします。

「第7期計画」におけるサービス見込量等

墨田区の将来人口推計



●基準人口は、29年10月1日現在です。

要支援・要介護認定者数の見込み(単位:人)

区分	平成29年	30年	31年	32年
第1号被保険者	1万1128	1万1520	1万1741	1万1763
要支援1	1489	1625	1657	1660
要支援2	1423	1547	1577	1580
要介護1	2286	2235	2277	2281
要介護2	1943	2054	2093	2097
要介護3	1423	1452	1480	1483
要介護4	1526	1510	1539	1542
要介護5	1038	1097	1118	1120
第2号被保険者	260	264	267	271
要支援1	28	27	27	27
要支援2	42	40	40	41
要介護1	45	42	42	43
要介護2	39	49	50	51
要介護3	35	35	35	36
要介護4	34	33	34	34
要介護5	37	38	39	39
合計	1万1388	1万1784	1万2008	1万2034

●29年は10月1日現在の数値です。

主な介護保険サービス等の見込量(暫定推計値)

区分	平成30年度	31年度	32年度	
居宅サービス	訪問介護	2570人/月	2747人/月	2925人/月
	訪問看護	1169人/月	1279人/月	1391人/月
	通所介護	2160人/月	2262人/月	2358人/月
	通所リハビリテーション	365人/月	388人/月	412人/月
	短期入所生活介護	425人/月	472人/月	516人/月
	短期入所療養介護(老健)	57人/月	62人/月	67人/月
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	142人/月	175人/月	207人/月
	認知症対応型共同生活介護	319人/月	340人/月	362人/月
	地域密着型特定施設入居者生活介護	19人/月	18人/月	18人/月
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	32人/月	36人/月	41人/月
	看護小規模多機能型居宅介護	17人/月	25人/月	31人/月
	地域密着型通所介護	1066人/月	1089人/月	1108人/月
施設サービス	介護老人福祉施設	1035人/月	1035人/月	1035人/月
	介護老人保健施設	593人/月	593人/月	593人/月
	介護療養型医療施設	46人/月	46人/月	24人/月
	介護医療院	-	-	22人/月

●暫定の見込量であり、今後変更の可能性がります。

主な施設の整備計画

区分	第6期まで 平成29年度未整備数(予定)	第7期			合計
		30年度	31年度	32年度	
介護老人福祉施設	9か所 定員772人	-	-	1か所	10か所
小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む)	8か所	-	1か所	-	9か所
認知症対応型共同生活介護	15か所 定員288人	-	1か所 定員27人	1か所 定員27人	17か所 定員342人

●暫定の見込量であり、今後変更の可能性がります。



介護保険特別会計の状況をお知らせします

[問合せ] 介護保険課管理・計画担当  
☎5608-6924・FAX5608-6938

■平成28年度介護保険特別会計決算状況など

人口(住民基本台帳に基づく外国人を含む)	26万6356人	前年度比 2900人増
第1号被保険者数(65歳以上の方)	6万1003人	前年度比 628人増
要介護(要支援)認定者数	1万1039人	前年度比 192人減

注 人口・被保険者数・認定者数は、29年3月31日現在の数です。

歳入	保険料(65歳以上の方の保険料)	38億8474万円
	国庫支出金(国からの収入)	43億3305万円
	支払基金交付金(40歳~64歳の方の保険料)	49億8493万円
	都支出金(都からの収入)	26億4831万円
	繰入金(区一般会計・基金からの収入)	31億5097万円
	その他(繰越金・その他の収入)	9272万円
	合計	190億9472万円

歳出	総務費(認定に係る経費や職員の人件費)	5億6448万円
	保険給付費(介護保険サービス利用料の9割相当額など)	172億5051万円
	地域支援事業費(総合事業や高齢者支援総合センターの経費)	7億8002万円
	その他(保険料の還付や国等への返還金)	8867万円
	合計	186億8368万円

歳入-歳出	
繰越金(翌年度へ繰り越す余剰金)	4億1104万円

保険給付費の内訳	居宅サービス給付費	92億7407万円
	施設サービス給付費	47億7765万円
	地域密着型サービス給付費	22億 324万円
	特定入所者介護サービス費	4億8791万円
	高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費	4億8858万円
	審査支払事務等の委託経費	1906万円
	合計	172億5051万円

繰越金の使途	国への返還金	9212万円
	支払基金への返還金	3685万円
	都への返還金	3598万円
	区一般会計への返還金	1億 998万円
	介護給付費準備基金積立	1億2539万円
	介護保険料還付金	1072万円
	合計	4億1104万円



「高齢者みまもり相談室」と「高齢者支援総合センター」をご利用ください

[問合せ] 高齢者福祉課地域支援係  
☎5608-6170・FAX5608-6938

高齢者みまもり相談室

ひとり暮らし等の高齢者に関する相談と、高齢者を支える地域づくりを支援する窓口です。

[受付日時] 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時 \* 祝日・年末年始を除く

高齢者支援総合センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための総合相談窓口です。

[受付日時] 月曜日～土曜日の午前9時～午後6時 \* 祝日・年末年始を除く \* 虐待等の通報は電話で24時間受け付け

うめわか ⑥

相談室 ☎5630-6511  
センター ☎5630-6541

[所在地] 墨田1-4-4  
シルバープラザ梅若内  
[担当区域] 堤通、墨田、東向島四丁目

むこうじま ⑤

相談室 ☎6657-2731  
センター ☎3618-6541

[所在地] 東向島2-36-11  
ベレール向島内  
[担当区域] 東向島一丁目～三丁目、東向島五・六丁目、京島

こうめ ④

相談室 ☎5619-6511  
センター ☎3625-6541

[所在地] 向島3-36-7  
すみだ福祉保健センター内  
[担当区域] 向島、押上

同愛 ②

相談室 ☎3625-6421  
センター ☎3624-6541

[所在地] 亀沢2-23-7  
塚越ビル1階  
[担当区域] 横網、亀沢、石原、本所、東駒形、吾妻橋

みどり ①

相談室 ☎5625-6551  
センター ☎5625-6541

[所在地] 緑2-5-12  
アウトピアみどり苑内  
[担当区域] 両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋

はなみずき ⑨

相談室 ☎3614-1465  
センター ☎3610-6541

[所在地] 八広3-22-14  
はなみずきホーム内  
[担当区域] 八広、東墨田

文花 ⑧

相談室 ☎3614-6511

[所在地] 文花1-32-1-101  
墨田区シルバー人材センター内  
[担当区域] 文花、立花

たちばな ⑦

センター ☎3617-6511

[所在地] 立花3-2-9  
たちばな高齢者在宅サービスセンター内  
[担当区域] 文花、立花

なりひら ③

相談室 ☎5809-7400  
センター ☎5819-0541

[所在地] 業平5-6-2  
なりひらホーム内  
[担当区域] 錦糸、太平、横川、業平

